

# スクラム

2023年10月号  
第222号

編集・発行  
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum\_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

## 木静かならんと欲すれど風やまず



出雲村田製作所で働く多くのブラジル人を雇用するフジアルテとスクラムユニオンは、これまで、協調・協力して働きやすい職場を作り上げていくことを確認してきた。その歩みは 2018 年の7月に組合説明会を開催してからの5年の年月をかけて作り上げられてきたものである。もちろん、その過程ではさまざまな矛盾や問題点があった。それらのひとつひとつに対して、論議を重ね、交渉を積み重ねて解決の道筋をつけてきた。ところが、今回、スクラムユニオンのフジアルテ分会執行部の中心メンバーであるイダ・ホドリゴさんに対して、露骨な弾圧をかけてきた。これは組合活動に対するあからさまな支配介入、不利益扱いであった。

事の発端はこうである。9月9日に作業ルールのミスがあったとして、13日、イダ・ホドリゴさんと

同僚のウエハラさんに自宅待機処分が言い渡された。しかも自宅待機期間は給料の60%しか支給しないというものであった。この処分は事実関係の調査も終わっていない中で、一方的に行われた。本来であれば、会社と本人たちを交えての面談、聞き取りを行い、ミスがあったとすれば、注意なり、今後の改善点を確認して仕事に復帰するぐらいが常識的な対応である。

今回のフジアルテの対応は全く違っていた。ミスを犯したことは、ひとつのきっかけに過ぎず、ホドリゴさんを職場から引き離すこと、排除することが前提としてあった。だからこそ、事務折衝を行うたびに出てくる問題は、マスクの着用の問題やどの耳栓を使うか、朝礼での意見表明がおかしいとか、言ってみれば少し話をして確認すればいいようなことであった。これらを針小棒大に、あたかも大問題であるかのように扱い、彼の自宅待機を正当化するものであった。

この背景には、スクラムユニオンの影響力を削ぐねらいがある。ホドリゴさんを職場から追い出すことによって、会社の力を誇示し、労働者を萎縮させることが眼目である。これまで培ってきた労使関係を壊してでも、ホドリゴさんの排除を強行してきたのはその証左である。

ウエハラさんは、交渉の結果、職場復帰ができていますが、イダ・ホドリゴさんに対してはいまだに自宅待機が続いている。すでに一か月半にも及ぼうとしている。就業規則にも謳われていない「懲戒処分ならぬ懲戒処分」で兵糧攻めを行っている。このような理不尽な弾圧を許すわけにはいかない。スクラムユニオンとしては断固として闘う。

2023年9月27日

## 抗議文

イダ・ホドリゴさん、ウエハラさんに対する自宅待機処分に断固抗議する！

9月9日に作業ルールのミスがあったとして、ジバレルで働く2名に対し、13日自宅待機処分が言いわたされた。この処分は、まだ事実関係の調査も終わっていないなかで一方的に行われた。また、就業規則に基づいて行われたものではない。ふつう、面談を重ね、納得のいく話し合いが行われなければならないが、そうしたことは一切なかった。彼ら二人は、はっきりした根拠も示されず、職場から排除され、経済的にも大きな損害を被っている。

イダ・ホドリゴさんは、スクラムユニオン・ひろしまの中心メンバーであり、ともに働く仲間の信頼は厚い。そのことは、労働者代表に3期連続して選ばれたことをみても明らかである。ジバレル職場での、イダ・ホドリゴさんの存在は大きい。今回、ジバレルから追い出すことによって、スクラムユニオン・ひろしまの影響力を削ぐことがフジアルテのねらいである。つまり、フジアルテは、「シンジカット(組合)のリーダーでさえ職場移動させることができる」ことを示したかったのである。そして、働く労働者に、シンジカット(組合)に近づくことは危険だと思わせるものである。

このことは、2名の労働者に対する問題でなく、スクラムユニオン・ひろしまに対する攻撃である。

これまで、スクラムユニオン・ひろしまとフジアルテとは、協調・協力してブラジル人の働きやすい職場を作り上げていくことを確認し関係を作り上げてきた。今回の2名に対する攻撃は、これまで築いてきた関係を根底から覆すものであり、断固抗議する。

## 「メンタル労災相談・ハラスメント対策ほっとライン」

全国安全センターの呼びかけで、全国一斉無料電話相談会が、10月9日、10日の2日間、スクラムユニオン・ひろしまの事務所で取り組まれた。10月10日が世界メンタルヘルスデーということもあって、この日に合わせて、スクラムユニオン・ひろしまとNPO非正規労働相談センターひろしま共催で「職場のメンタルヘルス・ハラスメントほっとライン」を開催した。

相談対象としては、一般的に労災認定はむずかしいと請求そのものをあきらめてしまっている被災者や、あるいは、労災が不支給になってしまい、裁判おろか審査請求すらしない被災者などに対して、それぞれの案件が、労災認定されるかどうかという相談などを想定した。また、人手不足による職場環境の悪化に伴う職場のハラスメント相談や、最近の事例としては、新型コロナなど感染症リスクの心理的負荷などの相談などがあげられる。

新型コロナウイルスの感染拡大で、メンタル不調を訴える人が増えている。慣れないテレワーク、雇用不安、そして上司からのハラスメント…こうした問題にどのように対処すればいいのか。会社には相談で





きる人も窓口もない。窓口があっても信用できない、役に立たないなどで、結局退職を余儀なくされたという例も後を絶たない。一方で、働く仲間が今まで以上に助け合い、困難な状況を乗り越えている職場も多くある。労災認定も容易ではないが、2021年度629件が精神疾患で労災認定されている。

実際、今回の相談会もすべてハラスメントの相談ばかりであった。1日目は来所1件、2日目は、NHKとRCCの取材があり、お昼のニュースで取り上げてもらったこともあり、来所1件、電話相談が6件あった。相談内容についてはさまざまであったが、どれも深刻な相談だった。被害者の方は勇気をもって電話してくれたと思い、われわれも誠心誠意対応した。

## 労働組合の原点を大切に！首相の「賃上げ推進」発言の違法性と欺瞞性

執行委員 尾坂紀生

下の新聞記事は『中国新聞 9月29日号』の2面からの切り抜きである。岸田は首相補佐官に任命された労組出身の元国会議員、矢田稚子（やたわかこ）とともに東京都内の運送会社を訪問し、「賃上げの条件整備を行う予定」だとか、「連合の定期大会の出席を調整中」だとかを伝えている。

これまでも安倍晋三などが「賃上げを財界に要請する。」と言ったこともあった。しかし賃金はまったく上がらなかったし、むしろ実質賃金は相対的に下降し続けた。だから、今回もパフォーマンスに過ぎないのだが、岸田はあの安倍が「賃上げを。」と言ったのだから自分も同じことを言ってもいいのだ、と勘違いしてしまった。能天気な無知が本当に腹立たしい。

まず憲法を思い出したい。日本国憲法第28条では労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権）の労働三権を保障している。

さらに 労基法では第十五条に「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」とし、使用者と労働組合が賃金決定プロセスに関わる存在であると明記している。

そして、「労働組合法」もある。ここでは、労働組合に対し、使用者との間で「労働協約」を締結する権能を認めるとともに、使用



者が労働組合及び労働組合員に対して不利益な取扱いをすることなどを「不当労働行為」として禁止している。つまり、労働組合は賃金などの労働条件を決定するプロセスにおける必要十分条件的な存在であるということだ。しつこく強調するが、労働組合は賃金決定を進める両輪の一輪であり、（本来ならば）

社会的地位はきわめて高いものである。そして、この仕組み以外に法的に賃金決定のプロセスは存在しない。このことから賃金決定は使用者側と組合以外のもの、例えば政治は介入できないということだ。だから、首相が「賃金を上げてください。」と経団連にお願いするのは違法行為、不当労働行為のそしりを避けられないということになる。「上げる方のお願いなのだからいいんじゃない？」と、考えてはいけない。記事の書き方もそういう観点が抜け落ちている。

上記の観点に立てば、日本だけが近年の実質賃金の低空飛行状態におかれている原因も「景気の停滞」が原因ではないことも見えてくるだろう。結局労働組合の力が減退していることに原因があるのだ。どうして労働組合の力が減退したのか？ 答えは簡単だ。財界と一体となった政府自民党の労働政策が労働組合の力を削ぐことに注がれたからだ。労働組合の活動を陰に陽に抑圧してきたのは自民党であり、安部晋三であった。それを問題にせず「賃金を上げましょう。」だと?! ちゃんちゃらおかしいではないか！ その前に「労働組合を長年いじめてごめんなさい。」ではないか!? まず長年にわたる労働組合いじめを正直に告白せよ、である。

重ねて言いたい。だまされてはいけない。自民党出身の首相には労働組合を懐柔することしか頭にない。賃上げもその一環として、つまり大企業の資本強化のための賃上げという意味、あるいは、選挙で自分たちに得票を集めるためのご機嫌取りでしかないのだ。だから、一方で労働強化や労働組合弾圧を行い、非正規を放置し、外国人労働者を搾取することになんら痛痒も感じていないではないか！ 百歩譲って労働組合に首相が貢献できるとしたら、「私たちは長年労働組合をいじめてきたことを謝ります。」「労働組合運動は憲法で認められている。」「労働三権は厳正に認められなければならない。」と発信することであろう。

労働者は、首相の力に頼ろうと考えるのは間違いであり、そう考えることにより賃上げ決定の責任を自ら放棄し、自らは行動をしない甘えた認識であることを意識的に自戒しなければならない。私たちは賃上げや労働条件の改善を自力で行う。それが遵法であり、労働者のプライドである。いまこそ労働者の原点に立ち返ろう。自民党政治家たち、魑魅魍魎（ちみもうりょう）たちにだまされてはいけないのだ。

## **東広島市技能実習生の支援活動から**

東広島市で孤立出産した技能実習生の死体遺棄容疑にかかる公判が終わり、2 か月が過ぎた。その後の彼女の様子について、お知らせする。

日本に来て日本語を十分に学ぶ時間のなかった S さんは、裁判の後、新規就労先が決まるかどうかかわからない中、必死で日本語の勉強に勤しんでいる。広島拘置所の中でも、相部屋は日本人しかおらず、日本語の会話に慣れようと必死だったというが、シェルターに来てからの彼女は、「支援をしてくれた人たちに感謝の言葉を述べたい」「自分のような人間にチャンスをくれた人たちにこたえたい」と日本語学習に一心不乱に取り組んだ。

その成果が実り、8月末に、技能実習基礎級の試験に合格し、2号への移行ができるようになった。さら

おん 氏の 両様さまへ  
2023年8月23日  
たいへんお世話になりました。  
ここからお礼をもうしあげます。  
本人は両様さまのために何もできなくて、両様さまがいつも本人のそばにいてくれて、本人がおうごむときにも両様さまがたいてくれて、よりよくなるようにしてくれて、本当にうれしく思います。  
本人がこんな状況にあったときから、両様さまが本人と少しづつに話をしてくれて、今までのけっけになったのは両様さまのおかげです。  
両様さまは本人のことがよくわかって、本人の気持ちや悩みをわかってくれて、ありがとうございます。  
両様さまと少しづつに話をするときはいつもあんなに楽しかったです。  
本人の友達が言ったのは「困るときにたいてくれる人にたいて、たとえおんがえしができても、おんをえしきれたと言わなければ、一生この恩をわけて、わけてはあげません」と。  
だから、本人が一生両様さまに恩返しをしようと思っています。  
本人が少しづつに話をして、両様さまのよさをわかって、おんがたいてくれるようにとどきよくとやくよくします。  
これは両様さまに少しづつに恩返しをしようと思っています。  
さっと両様さまがよくなることを願っています。  
もう少しおんがたいてあげて、両様さまにお礼を申し上げます。  
ここに書いたことは両様さまにたいてやる気持ちを言いたくありません。  
一生両様さまの恩をここにきざみます。  
さうぞ、両様さまのごけんごうとごうぶくをもうしあげます。  
両様さまがやりたいてことを少しづつにできるようにおんがたいて、本当にありがとうございます。

に、この時間を生かして、特定技能の試験にも挑戦した。10月13日に、広島市内で開催される特定技能耕種農業試験と国際交流基金の日本語基礎テストを受験した。農業の試験には合格したが、日本語基礎テストは僅かに点数が足りず、不合格となってしまった。

一方、福山ユニオンたんぼの武藤委員長の尽力で、新たな就労先が決まり、転籍手続きが済み次第、新しい職場への移動となる。在留カードの更新については、入管も技能実習機構もあいまいな姿勢をとるばかりで要領を得ないが、寛大な処遇を願うばかりである。未熟だった自分を反省し、生まれ変わった気持ちでやり直そうと前を向く S さんへ、大

きな追い風が吹くことを支援者一同祈るばかりである。

添付の手紙は、S さんが支援者の皆さんに宛てて書いたものである。彼女の日本語力の進歩がよくわかると思う。ぜひ一読していただきたい。

## 広島市中国帰国者の会取材

執行委員 岩下康子

「広島市中国帰国者の会」は現在、会員数 170 名を超える規模に拡大し、広島市基町にある中央公民館を拠点に活動を行う。日本語学習をはじめ、太極拳などのスポーツや料理教室などを開催して、帰国者たちが互いに交流できる場所を提供する。生活上の悩みなどを聞いて専門家につなげて問題解決に導き、中国文化を継承する文化継承の役割も担う。ただ、活動を実施しながら、事務局長の劉計林さんは常に反省する。

「原爆のような恐ろしい爆弾を落として、一瞬のうちに数十万人の命を奪ったアメリカに対しては友好的なのに、残留邦人のように自らが引き起



こうした戦争の犠牲者にはなぜこんなにも冷たいのか。平和都市広島で、同じ日本にルーツを持つ人たちに対する差別や偏見が横行するのはなぜなのだろう。原爆被爆者についてはつい最近も裁判が大きく取り上げられた。被害の中身は違うが被爆者も残留邦人も戦争の犠牲者であることに変わりはない。忘れちゃいけないことなんだ。」そう、劉さんは力説する。

現在、学校教育では広島原爆被害について学ぶ機会間違いなくあるが、残留邦人のことを学ぶ機会はあるだろうか。若い人の多くは残留邦人のこと自体知らないことを踏まえると、隅に追いやられた些少な出来事として捉えられているのだろう。研究や報道も21世紀に入ってから激減し、忘れ去られた問題のようになってしまった。でも、確かにここに、日本人として生きている人がいる。日本語は上手ではないが、確かに日本人のルーツを持つ人たちが、必死に生きている。残留邦人の多くは、中国国内でも、日本にルーツがあることから差別を受けてきた。日本に帰国しても差別を受けなくてはならないのか。

劉さんは最後にこう語った。「まずは残留邦人のことを理解してもらいたい。特に若い人たちに残留邦人の苦難の歴史を知ってほしい。中国と日本は政治や経済面で衝突することはあるかもしれないが、それがここにいる残留邦人を差別する言い訳にはならない。私たちは未来に向かって日中友好の懸け橋となり、二度と悲劇のない世の中を作らなくてはならない。そのために過去を知り、ここにいる苦難の人を知ることが、重要なことだ。」



## 闘争短信

### シフト削減による収入減を許さず従来の収入を保障させた闘い

広島市郊外のA外食チェーン店で創立以来、ホール担当として主にランチタイムで中心となって働いていたBさんとCさん。今年の4月から二人ともシフトが一方的に減らされ、時給制のため収入が激減した。二人はなんとかしてほしいと組合に相談に来た。

組合は、直ちに団交を申し入れ、①労働者の合意を得ずに労働条件を一方的に切り下げることにはできないこと②「始業及び終業の時刻」は「書面で明示すること」が義務付けられているのに、直近の労働条件通知書には始業終業時刻も1か月の勤務時間も明示しておらず、これは労基法違反であること③これまでの勤務実績の週平均時間数が黙示の契約であること④2名の勤務時間を一方的に削減し給与を激減したことへの謝罪⑤4月以降、勤務時間削減による実損の回復⑥2名に対してこれまでの実績勤務時間を労働時間とする雇用契約書をあらたに作成することを要求した。

団交で、会社は、組合要求を全て認め、労働条件を一方的に切り下げたことを謝罪し、実損を回復し、実績勤務時間を週平均労働時間とする雇用契約書を作成締結することに合意した。しか

し、会社は、「他の短時間勤務パート従業員との勤務時間を公正にしたい」として、あらためて今後の二人の労働時間を、これまでよりも週平均で5～10時間削減したいと提案してきた。組合は、経営状況の開示を含め削減提案の合理的理由の提示を求めた。

### 経営の失敗を従業員に責任転嫁する会社を厳しく追及

会社は、営業利益に対する人件費の比率が高いことを理由に、二人を含むパート従業員全員の勤務時間削減を提案してきた。組合は、①人件費率が高くなった原因は、会社が今年4月以降ランチ対応従業員を増員したが、それに見合うだけの収益が上がらなかったという経営の責任にあること②この経営の失敗を長年会社に貢献した二人の組合員のシフト削減に転化することは認められない③これにより二人は14～28%もの給与削減という経済的損失を受けることを突きつけ改悪提案を厳しく批判し、撤回を迫った。

会社に二人のこれまでの手取り金額を保障させることを確約させる

最終的に労使は、今後の二人の勤務時間をこれまでより削減するものの、再来年3月末日まで二人に対してこれまで支給されていた手取り金額を保障することで合意した。こうして組合は、会社に対して削減提案には合理的理由がないことを実質的に認めさせ、シフト削減による収入減を撤回させたのだ。

### スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

9月の報告 (一部抜粋)	10月の予定 (一部抜粋)
1日 中国帰国者の会	1日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
3日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	2日 M社団交
4日 ユーシン裁判	3日 プランニングK団交
5/6日 出雲労働相談・アバンセ事務折衝	4日 フジアルテ・アバンセ事務折衝
10日 CUNN全国運営委員会	5日 テンパール団交・アスベストユニオン
11日 省庁交渉・実習生ネット・中労委	6日 東和団交
12/13日 出雲労働相談・フジアルテ事務折衝	9/10日 メンタルヘルスほっとライン
14日 ふれあい学習会・県労委聞き取り	11日 実習生ネット・加藤労働審判
15日 三篠会団交	14/15日 和解を導いた力・中国人強制連行慰霊祭
19/20日 出雲労働相談	16日 リキ損害賠償請求訴訟(高裁)
21日 M社団交	21/22日 中四国ネット総会(岡山)
23日 NPO事務局会議	28日 県労協第34回総会
24日 全労協第35回定期大会	30日 中労委
26日 ベルシステム団交・東和分会・帰国者の会交渉	11月5日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
30日 足立弁護士、技能実習生相談 他	他